

スクリーニング手続の 導入に関する検討

令和5年12月1日

環境保全課

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 その他（検討課題・スケジュール）

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 その他（検討課題・スケジュール）

スクリーニング手続とは

計画段階環境配慮書(配慮書)

スクリーニング手続(判定)

(環境影響の確認が必要)

(環境影響の確認が不要)

環境影響評価**必要**

環境影響評価**不要**

環境影響評価方法書(方法書)
以降の手続

事業着手

事業着手

- 環境影響評価を行うかどうか**判定する**手続
- 環境影響評価**不要**となった場合、方法書以降の手続を省略
- 配慮書手続を実施する場合、配慮書についての専門家の意見や市町村の意見を聴いて判断できる

※判定を経ずに方法書以降の手続を行うこともできる。

スクリーニング手続の効果等

スクリーニング手続の効果・目的

- 現行の条例では、例えば建替え等の事業で、技術の向上により現状より環境負荷が低減する場合でも全ての手続を行う必要がある。
 - ➡ スクリーニング手続で「手続不要」と判定されれば、手続を簡略化できる。

スクリーニング手続の課題・対応

- 環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐ必要がある。
 - ➡ 配慮書手続を実施することで環境影響を把握可能となる。
 - ➡ さらに「判定基準」を明確化し、環境影響の程度の判断根拠とすることが必要。

検討の経緯等

- 熊本市が(仮称)熊本市環境影響評価条例の制定を予定しており、その中で主に建替え等の事業を対象として、スクリーニングの導入も検討されている。
(R5.5.31、R5.7.21、R5.11.22 熊本市環境審議会)
- 熊本市のみがスクリーニング手続を導入した場合、熊本市が環境影響評価不要とした事業については、県条例に基づく環境影響評価が必要となる。
(県条例第48条第2項)

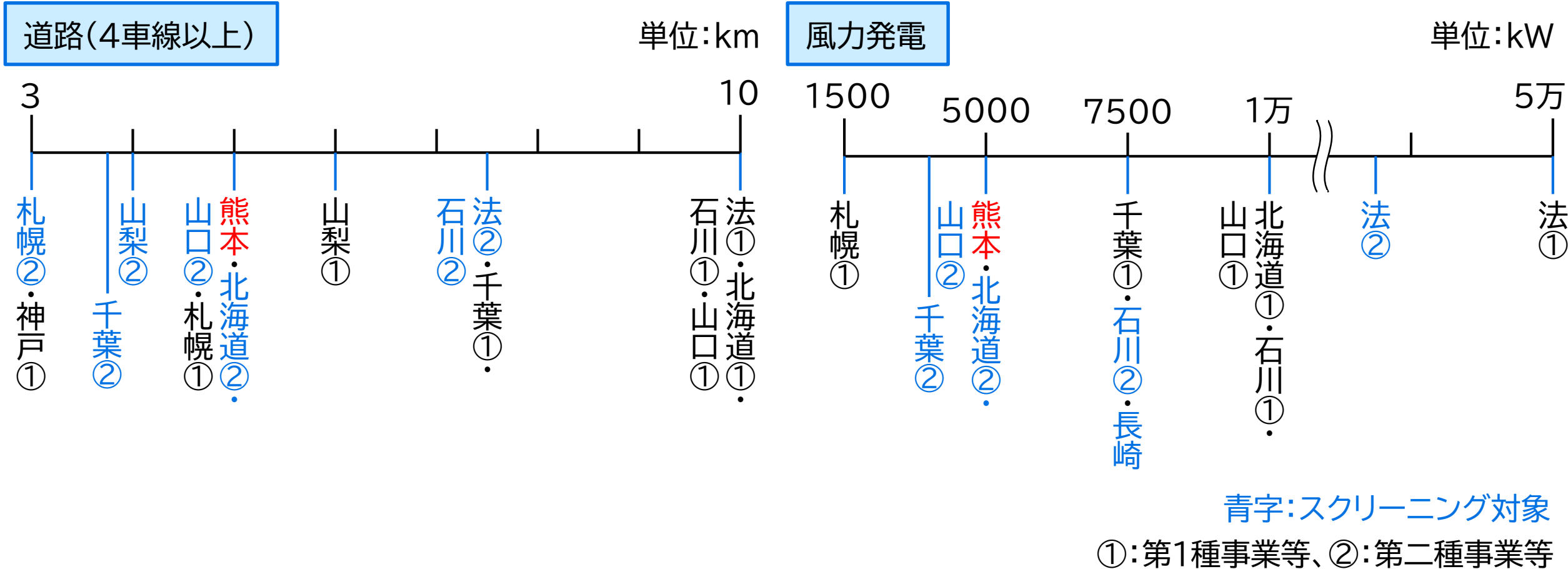
⇒ 県条例においてもスクリーニング手続の導入について検討が必要

スクリーニング手続の導入状況

対象事業	配慮書手続			備考
	必須	任意	なし	
すべての事業	長崎県 ※一部任意			
第二種事業等	横浜市 浜松市 神戸市	国(法アセス) 北海道 石川県 山口県 札幌市 計8自治体	青森県 千葉県 山梨県 高知県 計7自治体	千葉:関連事業 山梨:第三分類事業

 本県は「第二種事業」等の設定なし、配慮書手続必須のため、導入の場合は、長崎県のパターンが想定される。

スクリーニング導入自治体の対象事業規模



➡ 本県でスクリーニングを導入したとしても、他自治体のスクリーニング対象事業と比較して、必ずしも大きい規模要件とは限らない。

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 その他（検討課題・スケジュール）

スクリーニング手続の導入について

(事務局案)

以下の①～③を前提としてスクリーニング手続を導入する。

- ① 配慮書手続は実施する。
(配慮書手続の結果を確認したうえで、判定する)
- ② 「判定基準」の運用を厳しくし、環境影響評価不要と判定する事業は、
実質的に建替え等、環境負荷の増加がないことが明らかな事業に限定する。
- ③ 判定は、市町村長の意見を踏まえて判断する。

環境影響評価不要又は必要の事業（想定）

不要と判断する例(想定)

環境保全を目的とした法令の指定地域ではないことを前提として

- 風力発電機の建替え事業
（同規模の大きさの発電機に建替え）
- 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
（同規模の大きさの施設に建替え）

必要と判断する例(想定)

- 風力発電機の建替え事業
（既存発電機より大きな発電機に建替え）
- 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
（周囲の宅地化により既存施設の建設時と比較して環境配慮が必要な施設が極端に増加）

導入事例（長崎県）

長崎県環境影響評価条例(第14条)に基づくフロー



※届出～通知:60日以内

環境影響評価手続は**必要**

又は

環境影響評価手続は**必要ない**

導入事例（長崎県）

判定の基準

※他の自治体も判定基準は同様

知事は、条例第14条第4項に規定する判定を行う場合において、対象事業が次に掲げる要件の**いずれかに該当する**ときは、環境影響の程度が著しいものとなる**おそれがあると認める**ものとする。

(1) 同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

例: 大気汚染物質が通常より多く発生する燃料を使う火力発電所など

(2) 事業が実施される区域又はその周囲に配慮が必要な施設、地域が存在し、かつ、環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの

例: 閉鎖性海域、学校・病院、水道原水の取水地点、野生生物の重要な生息地 など

(3) 事業が実施される区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域が存在し、かつ、環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあるもの

例: 自然公園、世界遺産、鳥獣保護区、名勝 など

(4) 事業が実施される区域又はその周囲に環境基準等を超過している地域があり、かつ、環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあるもの

例: 大気環境基準(NO_2 、 SO_2 、SPM)、水質環境基準(BOD、COD、T-N、T-P)の超過 など

導入事例（長崎県）

スクリーニングの運用状況

長崎県HPより

No	事業名	事業者名	種別	事業場所	事業概要	対象事業判定届出書		
						受理	結果通知	判定結果
1	ハラサングョウ(株) 汚泥焼却炉の増設	ハラサン ギョウ(株)	廃棄物 焼却施設	川棚町	10 t/h (既設施設の 建替え)	H27.4.16	H27.6.9	手続 不要
2	大島地区工業団地 整備事業	西海市	公有水面 埋立	西海市	12.3 ha	H28.1.18	H28.3.14	手続 不要
3	(仮称)新産業 団地整備事業	諫早市	工業団地 造成	諫早市	約48 ha	H28.1.18	H28.3.14	手続 必要
4	第2期ごみ処理 施設整備事業	県央県南 広域環境 組合	廃棄物 焼却施設	諫早市	12 t/h (既設施設の 建替え)	R2.9.1	R2.10.23	手続 不要

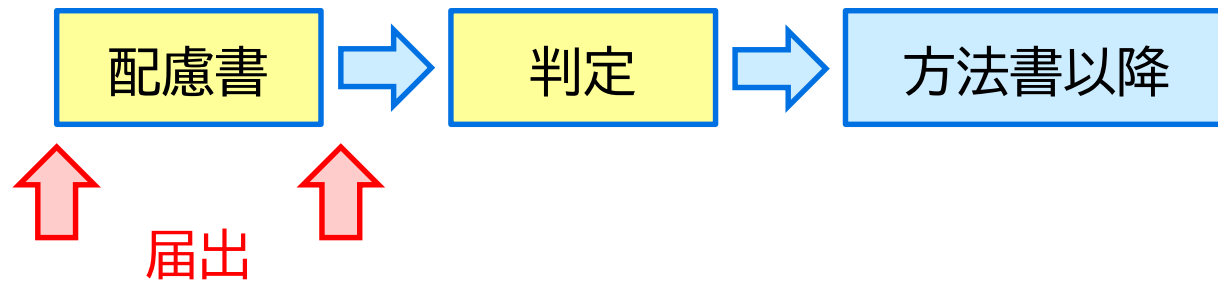
その他判定手続を経ずに方法書を提出した事業もあり

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 その他（検討課題・スケジュール）

手続の流れ

- 判定のための届出のタイミングは「配慮書手続と同時」「配慮書手続後」のいずれが適当か。



判定の基準

- 「建替え等」に限定したものとするか。
- 熊本県独自に追加すべき項目はあるか。

想定スケジュール

導入の場合

R5	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R7
12/1	12/19	1月	2月	3月	3月	4月 ~6月	6月 ~7月	8月頃	9月	9月頃	11月 ~12月	4月
第1回検討部会 本日	第2回検討部会	(第3回検討部会) ※検討状況によっては 開催しない。	報告(検討部会↓環境審議会)	環境審議会	答申(環境審議会↓県知事)	庁内協議	パブリック・コメント 手続	法令審議会	県議会へ議案提出	改正条例公布	改正規則公布	改正条例・規則 施行